

令和2年度 第1回 石巻市福祉有償運送運営会議 議事録

日 時 令和2年7月31日（金） 午前11時開会
午後0時20分 閉会

場 所 石巻市ささえあいセンター2階 ミーティングルーム

出席委員 別添の通り

会議内容

1 開会

2 部長あいさつ

3 会議開催について

委員8人全員が出席しており会議は成立

4 会長及び副会長の選出

庄司委員を会長に、工藤委員を副会長に選出

5 議事 報告事項

(1) 福祉有償運送について（説明：事務局）資料1

(2) 石巻市福祉有償運送運営会議について（説明：事務局）資料2

質疑応答なし

6 議事 協議事項

(1) 社会福祉法人夢みの里が実施する福祉有償運送事業について

（説明：事務局、申請団体（夢みの里））資料3

質疑応答

委員：記載されている「運送を必要とする理由」について、具体的にどういったところを運送するのか。

団体：通所施設が7事業所あり、「和渕」、「鹿妻」や今年の5月に新しくできたところは魚市場の後ろの工業地帯（松原町）等。

委員：通所施設から、どこの病院まで行くのか。

団体：一番遠くて「鹿島記念病院」、あとは「日赤」、あとは「こだま」。日赤の方に救急車で搬送される事も多くなっている。

委員：通所施設までは、利用者は自力で通われているということか。

団体：自力ではなく、送迎でその事業所まで連れて行く。

委員：その際は、有償制度は使わないということか。

団体：国の「送迎加算」というものが付いていて、往復僅かだがいただいている。

委員：「中型二種免許 1名」とあるが、1名で間に合うのかどうか。この方がずっと一人で送迎をするのか。普通免許の2名の方もその中に入るのか。

団体：今のところは職員3名でいけるかと思うが、足りない時や、緊急性がある時は施設長クラスが運転するという風に考えている。

事務局：普通一種免許の方、介護福祉士の方2名について、介護福祉士の資格を持っていると、国土交通大臣認定の運転者講習を受講すれば福祉有償運送の運転士として認められるという事で、先日7月26日に講習を受講されている。中型二種免許を持っている方も、セダン等運転者講習というものを受講しており、こちらの3名の方は福祉有償運送の運転手としての資格を持っているという事である。

委員：利用者が110名という事で、車両が2台で間に合うのか。やはり通院、病気・怪我は突然来るものではないか。

団体：今は軽自動車であるが、7人乗りのバンであればより人を乗せる事ができるかと思う。もう1台必要であれば、許可を頂ければ用意したい。

委員：資料1の福祉有償運営会議協議事項の中で「必要性」というのがあり、タクシー等公共交通機関による移動手段確保が困難な場合の「補完手段」という文面があるが、「どこまでの台数が足りなくて、地元のタクシーでは無理だから必要」という根拠を知りたい。

委員：手元に石巻地域のタクシー車両総台数のデータは持ってきてないが、石巻地域、を発着できるタクシーと、各会社の持っている福祉車両の比率を出してみても足りないかどうかというのは事務局にデータを提出したいと思う。

会長：この場で合意するかどうか決める会議であるので、事務局から補足できる時はお願いしたい。

事務局：福祉車両の現在の台数については今把握していないが、障害者が通院するという事で普通のタクシーではなかなか難しいという事である。今回この福祉有償運送でやりたいという事であるが、全体の中での把握も必要だが急遽行かなければならない時は、低所得者であると生活保護該当者という事もあるので、福祉有償運送で対応していただけたら、というところである。

会長：タクシーは、台数というよりも、通院する方の利便性を考慮して安価で即時に対応できるという部分も加味したということである。

委員：冒頭でヘルパーステーションを新設されるというのが発端で、今回この福祉有償運送を検討されたというのを聞いたが、これから事業展開をしていく中で、全ての通所事業所からの病院への往復を考えているのか。また、この制度を利用されるに当たって県内の福祉有償運送団体を見学したとか、情報を得たことはあるのか。利用者にとっては安価である事は喜ばしいが、今後、400円で十分やっつけられるというところは制度を検討する上で精査されているのか。

団体：対価に関しては協議をたくさん重ねてきた。それから、市内でこういう仕事をしている事業所の方々からも、色々アドバイスを頂いてきた。そうした方々の仕事を犯さないというのが大前提であるというところで今の価格に落ち着いた。もう一つ、利用者だけをタクシーに乗せて通院というのではなくて、一緒に病院に行って、必ず職員も乗る必要があるので、今回これは、良い事業だなと思っている所である。利用者のために職員と一緒に病院に行って、安心な所ではないかなと思う。利用者によっては、無料タクシー券があったりして、他の団体を呼んでいる方もいる。殆どの方は一緒に行って、医者話を聞かなければいけない、というのが私達の一番のポイントではないか。

会長：どれくらいの利用頻度、日に何回とか、月に何回診察されているのか。

団体：質問の意味がよくわからない。もう一度お願いします。

会長：運行回数。通院を受けようとする方が、日に何人くらいいるのか。

団体：記載されているように、精神障害者が多くこの方々は必ず月に2回は行く。

会長：では222回か。平日20日くらいあるので、1日10回くらい。

団体：そうである、あと午前午後とか医者によってはその用に通院させていただいている。知的障害の方は、定期通院はあまり無い。ただ、内科的に問題がある方の通院はある。

会長：3人の運転に従事される方の勤務形態は。その方々は運転の業務だけに従事するのか、介護福祉士としても勤務するのか。

団体：専属の運転手ではない。今私の隣にいる者と、別の者もいるが他の事業所で管理者をやっており事業に関わっているが、介護員というくくりではない。専属のドライバーとしての雇いではない。そうでないと利用者をよく知らない。彼女はグループホームの担当である。もう一人の者は、他事業所の管理者。他のものも別に事業所にいる。

会長：運転業務だけではなくて、空いた時間には障害福祉の事業にも従事するということか。

委員：我々タクシー業界としては、運行管理業務・整備管理業務というのは必ず研修を受けており完全にプロである。選任されているとしか書いていないが、どの程度までの研修・勉強をさせていただいているのか。それから、我々としては福祉サービスを必要とする方々への送迎は何ら問題ないが、何年か前に一般の方を乗せてお金を頂いていた方がおり、これは白タク行為という事で、きっちりと県警本部・宮城県に苦情を申し立てたということがあり、その施設はなくなった。違法行為をしていたということであるので。それが無い限り、この通りにやっていただければ何ら問題はない。あとは国土交通省がどこまでチェックしていただけるのか。

会長：では管理運営体制についてご説明をいただきたい。

団体：管理体制というのは、どういう意味の管理体制か。

会長：運行管理責任者とか、管理者、事故対応責任者とかその辺を担う方がどういった方なのか。

団体：管理者的な称号を得ている者は、3人から2人おり、法令に遵守するという事で研修は組ませていただきたい。車両点検も人をお任せするわけで、1人タクシーの運転手をやっていた者がおり、運送業務に関わっていたその人から車の整備点検について勉強させてもらった。業界でそういう風に生きてきたというのはプロである。法人内の車が50台くらいあるが、指導をしてもらったりとか、経験値を大事にしていきたいと思う。私も初めての事なので、よろしければご指導を関係者の方から頂いていける関係を保っていただけると嬉しいと思っている。また、法令に違反する事は決してないと誓約書等を出させていただけたらと思っている。

会長：その他、よろしいか。では、質問が無ければ夢みの里さんにはご退席頂きたい。

以下、審議

会長：それでは申請内容について合意するのかもしれないのかという所を協議させていただく。事業の必要性、安全確保の観点、利便性がといった観点から合意するのか、合意するには至らないのではないのかという意見を頂戴したい。

委員：事務局に質問であるが、実際、団体の事務担当をされる方というのはどなたになるのか。

事務局：今やり取りしているのは先程の理事長と、間に行政書士の方が入って、実際にはやり取りをしている。

委員：実際に車を管理したり、運行管理に携わる方も理事長か。

事務局：運行管理に関しては、責任者は総務課長の方がなされるという事で、その下に運行管理の責任者が先程隣にいた方がなされると確認している。

会長：何かその他、携わっている方の観点から。

委員：先程、1回につき400円、利用者にとって負担の無い範囲とおっしゃっていたが、営利と非営利の線引き的な値段というのはいくらなのか。

事務局：実費相当であれば有償運送には当たらないということで、その金額についてはガソリン代程度と聞いている。

委員：補足ということで、車の維持費であるとか有償運送で登録が合意されればガソリン代プラス車の維持管理にまわすことも可能、そこにプラスして人件費を運転手に出す事になると営利目的という事になってしまうので、当然タクシー会社は車の維持管理費、会社の利益、運転手、役員の給料というのは国で運賃を定めているがその半分相当であれば、それがだいたい車の維持費に当たっている。今回の場合は4名の方を乗せてタクシーの半分程度ということなので、営利は目的で無いと認められる判断となる。

委員：運行管理者というのは講習受講証明書を持っている必要があるが、こういう確認は取れてるのか。認めナンバー。

委員：今のところ5台以下なので、運行管理責任者という形であれば行けるので先

程理事長が今後増やすかもという話をしていたので、5台を越えるようであれば民間の有資格者がいないと駄目だというのは、我々の方で監視している。

委員：後7箇所連絡先は、窓口か営業所なのか。

委員：今回の場合7箇所というのは、タクシー会社の営業所とは考え方は別であるので、車の管理保管場所はきちんと団体で管理させておかないと。適当に置いてたという事にはならないような管理はさせるようにしたいと思う。

委員：私が先程言ったのは、運行管理体制がきちんとできているかという質問をしたところ、答えが曖昧だったと私は思っている。「ここに書いてある通り」「選任されている」、「内容は適切にマニュアルに明記されており必要な書類は揃えてある」、としか書いてない。私が先程聞いたのは、具体的に「こういう研修をさせています」、「こういう勉強をしています」というのが出てくるかと思っていたがされてないという事で、先程の答弁でもそこまでやってないのではないかという風に聞こえた。うちは朝には点呼もする、アルコールチェックもするというのまでチェックは厳しくやってスタートさせて、運転手は出て行く。そこまで安全安心等を考えた時に、整備管理も運行管理もきちんともう少し具体的に出していただかないと、曖昧なうちにスタートしてしまうと怖いかなという気はする。

会長：ただ先程の説明の中では、タクシーの業務に従事した方も携わっているので、経験のある方もいるという事ではある。

副会長：そういった管理運営体制を指導する、アドバイザー的な方はいらっしゃるのか。

会長：この運行体制のチェック体制というのは？

副会長：管理運営体制。こういう風に管理していった方がいいのではとアドバイスするような人は。

事務局：この福祉有償運送会議の方で承認をもらえれば、申請段階が運輸支局の方に書類を色々提出するが、その中で運行管理体制を記載した書類があるので、そこで運輸支局のチェックなり指導なりが入るのかなという風に理解をしている。

委員：私も先程事務担当は誰になるのかと聞いたのは、話を聞いて理事長だと運送行為に対しての理解力が乏しいのではという気がしたので、実務者に対してこちらから指導ができる体制が取れば理想かと思っていた。例えば総務課長や実際に運転業務をされる方。こういった方々と事務手続き上登録申請にあたって、書類のやり取りをする上で話が直接できるのであればそこで、運行管理体制・整備管理体制、この辺については支局で持っているマニュアルであるとか簡単に説明できるようなペーパーと一緒に添付して登録承認をしていきたいなと考えている。後は、今回この場で合意が得られるのであれば初回は2年間なのでまず2年実施させてみて、その間事故が無かったかどうかと、2年後に更新申請の協議があるので、2年間の体制について実施者側からきちんと説明を求めて、説明ができるのかどうかを委員の方々に精査を

してもらおうというのが理想ではないかなと考えている。

会長：実際の運用と申請があった時点でのチェックもあるということである。その他、ご意見などないか。意見が無いようであれば、協議事項についておはかりしたい。本日もご提案いただいた、夢みの里が実施する福祉有償運送について承認することとしてよろしいか。

『異議なし』 との声

会長：全員から異議ないようなので本件については協議が整い承認するという事にする。なお、本件につきましては会長名によりまして申請団体に協議が整った旨を文書により通知する事とする。

7 その他

特になし

8 閉会

会長から閉会のあいさつ